

○財務省告示第百八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年六月三十日

財務大臣 麻生 太郎

1 平成二十九年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉
二 冷凍牛肉

四万五千四百六十一トン
六万二千四百三十六トン

2 平成二十九年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉
二 冷凍牛肉

二万四千百八十九トン
二万六千五百六十四トン